瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会答申第59号(情)

#### 1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例(平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。)第5条の規定により、令和3年12月8日付けで行った文書「1.原山小、萩山小を八幡小に統合する計画に関するすべての文書。本件統合計画の詳細を示す文書。いつ、だれが、どのような会議で、どのような検討を経て結論に至ったのか分かる文書。原山小、萩山小、八幡小の各学校の教育活動における課題、および当該課題の深刻化を示す文書。市議への説明資料 等々」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会(以下「処分庁」という。)が令和4年7月1日付け4瀬教政第128号で行った公文書一部開示決定の処分については妥当である。

#### 2 審査請求人の主張の趣旨

## (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が令和3年12月8日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和4年7月1日付け4瀬教政第128号で行った公文書一部開示決定の処分について不開示とされた、原山小、萩山小、八幡小の各学校の教育活動における課題及び当該課題の深刻化を示す文書の開示を求めるものである。

# (2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 平成30年12月11日付け公文書開示請求で行った、「(にじの丘学園に係る) 小中一貫教育モデル地区内各小学校における『様々な問題』と、その『深刻化』を 示す文書」について、不開示(文書不存在)とされたため、平成31年1月1日付 けで審査請求書を提出した。

この件に関する瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の答申第38号では「不開示処分の決定は妥当である。」とされ、補足意見として「説明責任を果たすために必要十分な範囲で文書化し、保管・保存に努められたい」と述べている。

また、審査庁(教育長)は裁決書で「本件審査請求は棄却する。」とし、補足意見として「説明責任を果たすために必要十分な範囲で文書化し、保管・保存に努めることが必要であると考えられる」と述べている。

- イ 上記アのにじの丘学園設置と本件審査請求の八幡小への統合は、同一事案ではないが、処分庁の「適正規模、適正配置」に関する主張に従えば、「小規模校の課題」 等、統廃合に係る教育的課題は同じである。
- ウ 上記アの後も、処分庁や八幡小等関係校が、統廃合に係る教育的課題について文 書化を一切行わず、保管・保存をしないことはあり得ない。
- エ 以上のことから、原山小、萩山小、八幡小の各学校の教育活動における課題及び 当該課題の深刻化を示す文書は必ず存在するので、開示されなければならない。

### 3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)等を踏まえ令和3年6月から 菱野団地における公立学校(原山小、萩山小、八幡小、光陵中及び特別支援学校)の 適正配置(統合)について検討を開始した。当該校における具体的な教育上の課題については、開示資料の中で「小学校で6年間クラス替えができない」、「運動会など学校行事の運営に支障を来す場合がある」を挙げている。また、これを裏付ける資料として、当該校の今後の児童生徒数の推移を想定した学年進行表やPTAからの要望資料を開示している。
- (2) 公文書の開示をするにあたって、審査請求人から事前に聞き取りを行ったところ、 審査請求人が求める文書は、「対象となる各学校の教職員において教育課題について検 討された資料」又は「各学校の教職員から聞き取った資料」とのことであった。
- (3) この段階での各校教職員からの意見は必要と考えておらず、検討の依頼や聞き取りは行っていないため、文書は不存在であり開示することはできない。
- (4) 今回の統合について、令和3年11月に統合を考えていることを公表し、報道発表した。その後、公表した素案を基に地域関係者、学校関係者及び保護者から意見をいただいたが、審査請求人から公文書開示請求があった令和3年12月時点ではまだ学校関係者等からの意見聴取は始まっていなかった。学校関係者等からいただいた意見を踏まえ、令和4年7月に方針を決定した。

## 4 審査請求に係る経過

(令和4年1月15日付け審査請求)

令和3年12月8日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出

令和3年12月20日 処分庁は公文書開示決定等期間延長通知書を送付

令和3年12月27日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付

令和4年 1 月15日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出

令和4年 3 月25日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出

令和4年 6 月 9 日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出

令和4年 6 月17日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施

令和4年 7 月 1 日 処分庁は公文書一部開示決定の取消をし、再度公文書一部開示 決定をし、通知書を送付

令和4年8月1日 審査庁は裁決書を送付

(令和4年7月19日付け審査請求)

令和4年 7 月19日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出

令和4年 8 月30日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出

令和4年 9 月26日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出

令和4月11月16日 審査庁から瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問 書の提出

令和5年 2 月14日 第1回審査

## 5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

ア にじの丘学園が設置されるときに、統廃合の理由として処分庁が小規模校の問題 を挙げていたため、平成30年12月11日に、どのような問題があるか、問題点 を示す公文書の開示請求をしたが、不存在であった。

前述の内容について審査請求をした結果、審査会の答申及び審査庁の裁決には「処分庁においては、当該事業を推進する必要性を示す根拠について、説明責任を果たすために必要十分な範囲で文書化し、保管・保存に努められたい」等、同じような補足意見が加えられていた。

- イ 処分庁は、アの補足意見があった後にもかかわらず、菱野団地の3校の統合について、小規模校であるそれぞれの学校の問題点(教育課題)を示す文書がないという。
- ウ 処分庁は、小規模校の統廃合の根拠として、学校教育法施行規則、平成27年1月27日付け事務次官通知の手引等を根拠としているが、手引を根拠とするのであれば、第1章「(2)学校規模の適正化に関する基本的な考え方」から引用すべきである。そこには、「市町村においては、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い」とあるため、具体的にどのような問題があるのかを開示請求した。
- エ 小規模校が問題であるのであれば、全校児童数が20名の掛川小はどうなるのか。 処分庁の考え方からすると、掛川小は人間関係が固定している。それを一方で良し としているのは、小規模校の教育の中身を分析し、児童は少ないが地域からも信頼 を得ているからだと思われる。このことからすると、今回の菱野団地の3校の統合 についても当然分析をしているであろうと思われる。
- オ 求めている文書は「対象となる各学校の教職員において教育課題について検討された資料」又は「各学校の教職員から聞き取った資料」で間違いない。

各学校の教職員が小規模校であることが問題であると認識し、今年度の問題点を 前年度の問題点と比較したものを処分庁がまとめて、統合しないと問題が解決しな いと判断した理由がわかる文書である。

- カ 施設の老朽化又は国の指導で公共施設を減らすという理由なら納得するが、教育 を前提にするのであれば、その根拠を示すべきである。
- キ 以上のことから、具体的教育課題について記した文書、更にそれを分析した文書 が存在するはずであり、小規模校の課題及び課題の深刻化を示す文書の不存在はあ

りえないと考える。

- (2) そこで、本審査会は、不開示とした原山小、萩山小、八幡小の各学校の教育活動における課題及び当該課題の深刻化を示す文書について次のとおり調査し、審査を行った。
  - ア 審査請求人が求めている文書は「対象となる各学校の教職員において教育課題について検討された資料」又は「各学校の教職員から聞き取った資料」とのことである。処分庁は、令和3年11月に菱野団地の3校の統合を考えていることを公表した素案を基に、学校関係者等から意見を聴取したとのことであるが、審査請求人が求める文書は存在するか確認した。

処分庁からは、令和3年12月に審査請求人から開示請求をされているが、実際に学校関係者から意見をいただいたのが令和4年1月以降であるため、開示請求をされた時点では文書は存在していなかったが、現在は学校関係者等から意見を聴取した文書は存在するとの回答があった。

なお、にじの丘学園設置に係る答申及びそれに関する裁決を意識しながら処理を しているとの説明があった。

また、第2次瀬戸市教育アクションプランの中で適正規模及び適正配置を進めていくことを明確にし、クラス数の指標も挙げており、菱野団地再生計画にも小中一貫教育適正配置という言葉がある。その他教職員の会議の資料等については、蓄積されているものの、それを菱野団地の3校の統合の検討に当たりとりまとめているものはないとの説明があった。

イ 審査請求人の求めるものは、統合するに当たり教育上の課題を示す必要があるということであり、例えば老朽化に伴い建て直すに当たり、1つの学校にした方が経費削減できる等の理由であれば納得すると言っている。処分庁は人数、クラス数に問題があれば統合、という結論で行動しているように感じられるが、掛川小と比較して、どのように考えているか確認した。

処分庁からは、菱野団地の3校のほとんどが1学年1クラスであり、文部科学省の示す標準的なクラス数である12から18クラスに該当しないため、それを教育上の課題と認識をしており、にじの丘学園と同様に菱野団地の3校も統合することが子供たちにとって良い教育環境になると考えたとの回答があった。

なお、掛川小の統合については、地域の反対等もあり現在に至っているとの説明 があった。

ウ 以上のことを踏まえると、菱野団地の3校の統合について報道発表後に開示請求があったが、その時点では審査請求人が求める文書はなく、その後、地域関係者、学校関係者及び保護者から意見聴取した記録はある。また、処分庁が統廃合の根拠としているのは第2次瀬戸市教育アクションプランと思われ、ここでも、「菱野団地における学校統合」に関する言及がなされているが、この計画や言及の根拠を積み重ねたものは、開示する文書の対象が広がり、かつ、審査請求人が求める文書と

は言えないため、対象文書とすることは不適当である。

エ したがって、本審査会としては、これ以上審査することは困難であるので、不開示 (不存在)とされた公文書「原山小、萩山小、八幡小の各学校の教育活動における課題、および当該課題の深刻化を示す文書」は存在しないという結論に至った。

# 6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。